AF
JAP
641

# 四季法禮

一 月建之事

一 正月と書記之事

一 元日諸元日と云事

一 五ヶ日と云事

一 松竹を立る事

一 松ヶ玉の緒と云事

ECOLE DES LANGUES ORIENTALES
德川氏圖書記
2933

一　かさり物取之起之事

一　歯固之事

一　ゆづり葉の事

一　若水の事

一　屠蘇酒之事

一　鏡餅之事

一　雑煮と云事

一　破魔弓 附 羽子板之事

一　七日七種の粥之事

一　同雛祭之事

一　四月朔日更衣之事

一　五月端午之事

一　旗甲冑飾事

一　菖蒲粽祝事

一　六月朔日氷餅之事

一　同土用入日餅祝事

一　同十六日嘉定之事

一　同晦日名越祓之事

一　同十六日嘉定之事

一　同晦日名越祓之事

一　七月七日索麺食事

一　同七夕祭之事

一　生見玉祝事

一　盂蘭盆祭之事

一　十五日精進食事

一　八月朔日田面之事

一　同十五日名月之事

一 九月九日重陽と云事

一 同菊酒之事

一 同十三夜名月 附芋大豆食事

一 十月亥日祭之事

一 十一月十五日万祝事

一 十二月朔日川渡餅之事

一 節分ニ鬼大豆打事

一 同鬼尾を新ニ指事

故ニ歌[illegible]の月なりとて此歌道をわきまへし

政月と云後ニ改て正月と書て政ハ文質と

合字的文ハかざりて読かざりハ是正に邪也

此故に似りて文を除て正月と書是偏ニ

天下を正しくまもるとあまりいへり

一 元日ハ表ニ安楽桐ヲ置ツ張ニ長久改ヲ又元三と

云ハ年月日三ツの元なれハなり

一 五ヶ日の事朔日二日三日七日十五日を云

一ハ元氣の一理なり一二を生る二三を

生して万物を生る故二三の次第を建て

給ふ一ハ天二ハ地三ハ人倫之故ニ三ヶ日と

書く春に限る七日ハ人日節供の初之

朔日より六日内鶏狗猪羊牛馬の齋を

生し七日人出生して十五日ハ湊月なり

唐人儀卯ノ時前庭ニ敷レキ塵ヲ北面拝シ属星ニ向レテ乾ニ拝レシ天ニ向レテ坤ニ拝シ地次ニ四方自子終酉次大將軍大自已上再拝次氏神ヲ拝ス座前ニ立テ札ヲ置キ焼香花燈ヲ一次先聖先師西殿再拝墳墓兩拝諷ニ讀也

卜部宿祢兼豊之傳ニ

久しく有らんとの祝なり

覚象波の紀を表る文出家ハ五日迄を
五ヶ日と云初日ハ天神地祇諸佛菩薩の
宝祚を祈る二日ハ宗の祖師国家を
繁三日ハ諸旦那四日ハ寺内門前一切衆生
を祈る五日ハ家臣を祈る是を五ヶの祝経と云

一 門松を建る事又松ハ常盤なく霜雪凌ぐ
いくとせ千年を経るなし何事は

卜部宿祢兼豊カ傳ニ曰ニ柱ノ松ハ伊弉諾ノ二神ヲ表ス竹ハ国常立尊亦注連ハ地神ヲ勧請ス也

久しく有らんとの祝なり

歯ハ人々年歯也男ハ七枚女ハ六枚を
茶としく飲事も千年の徳を祝したるなり

千代の紀さへましくと契るか
家並乃ちまたにあまた見え

君か経んちとせの松乃みとりハ
二葉の雲乃えより挙ふらん

一竹を建る支竹ハ千節の貞の節也ハおに
表裏の徳有又竹ハ仏家にいり内虚にして

廉潔之直にして穏よく節有ハ王道の
色由加ゆふ紀家の行の手跡あるゆゑし
久しく行はんとの義なり
萬代の基をかさぬる九重ハ
ことさら兎ろふ庭の芸非
君も民もかはらし恩を展柳をとも
見る庭竹の新にあるらん
一 おかまの木色ハ松竹にたとへて建る本を
云本式ハ榊を用るといへる神代也

一 歯朶(シダ)を用る事よはひの枝と書故なり
老をも絡むことなしと云ハ左右の葉ひと
しく諸共ニ長短なく生まじはり出る
世俗ニ裏白といふは表青く裏白き
ゆへニ陰陽の名有り
一 杠葉といふ事ハ幾代を経ても代を譲る
ゆづり葉とも云又おやこ草共云名葉ニ生し

古葉の落葉ゆへに云

古郷の落葉中へ入云

年毎に継とやかはる親子草
人々わかしきこゝや嬉しかん

一 炭を餝る事は炭よかれんといへる祝の
縁よく用之

一 海老を用る事 腰のかゞむまで代を
経んとのことぶきなり

一 数いくら時節を待て春をむく

経今の非ハ家国乃
也とう事ハ世をか通へ
ゝ炭と云々云同之様業の
時経今の非示常と
はてろし

壽き年月を經てこそ老迄成長延寿なれハ

代々かはらぬ祝に世名付用之

梅ハ五味ノ根本
故ニ塩梅ト称ス

一 梅干の事 悪魔を拂ふと文あり時疫

災を除むためなり

梅ハしらいやしき殘れハ世の人へを

家にもしん悪戸ありそ事

一 昆布の事 海草の内にてよろこふ大にて

詞の縁有之ニ而是を用る又神代に

薄ハ進也献也

海邊にして陣屋をかまへ給ふに御運

持給ふによつて故に軍の肴組に用之

一 荒和布(アラメ)を備事詞の縁をよろこび不絶居、

悦なく深くとして成長白髪のかゝらと

年久しく成海老のかゞみ如くに家内

目出度事様になく何も先にやと云様に云之

一 本文以下の底家来を無限よりふ党を承く

本儀と云名有又様ある事と云事 口傳

萌ハ始也

一 野老の事 白毛有髭ある形なるゆへ
此をもて名付是所繁昌の儀なり

一 勝栗の事 昔清見原天皇（四十代天武天皇ノ之）大伴の皇子と
戦ひ給ひし山城国栗栖の里に潜（セン）幸有時
里人法師に栗を焼て奉る 天皇勅ありて
地に埋み給へハ一夜の内に生出て再栄え

卜部古事記ニ曰
天照皇大神伊勢国
五十鈴川上ニシテ
神代ノ人形ヲ学ヒ給ヒ
慶斗ヲ作リ給フト云リ

想を見せしむ其後御運ひらけ給ふ
大伴かうひしと云夜に高家に勝軍を
用ひ手を上て衆を歎して咽を合形なり 祝用之

一 慶斗は神代の人の形之肩いりて膝細く
寿八百果を保ちたまへり古書に見へたり

一 かしし蜜梅の事常世の橋をかけるなり
用ゐることなり人皇十一代垂仁天皇

御実果ましまし之阿氣ヲ治折節后
懐妊ありて是を用ひ給ふに御心清く
しく皇子と形く降誕有るを大和文に
是へより抛て橘ハ万病を除くと云ふ文有
橘は実さへ花さへその葉さへ
枝に霜ふれといやしくとこはの木

此歌ハ聖武帝葛城ノ大君国ニ橘ノ姓ヲ賜ル時ノ御製也

一 橘を用る事七徳有つに其実と名付之に
命を延之に寿虚を補ひ口に脾胃を

命を延之に寄庵を補ひ口に腸胃を

健ならしむ葉の霊に逢ふ文能を養ふ五行

の肺ヲ潤す声を出す落葉火を助く六に

陰を助る菓に作らしむ七つ葉虫喰ス給ふ

寶を加ふると云詞の郷にも用ると云り

壽ヲ延ヘ其上陽道ヲ
助目ヲ明ラス久シク食ヘハ
病ヲコラスト云リ

一 榧子（カヤ）の支胥海南の植東と云人骨長唐

と云仙人に逢ひ仙郷へ行榧（カヤ）を食とし

仙術を学事三とかゝに之日と以を光四里へ

臨りて七世の孫に至永き齢を延ると云り

一 豊に麦を変て麦ハ五穀の第一百穀の

魁名之故に年始ゝ口祝に第一とす

一 米也是ハ五穀の秀苑之宝米にて金銀也

砂子たるも是へ光を用る之

（五臓ノ不足ヲ補山ニテ蕨
里ニテ梅ニテ海月ヲ喰初
地神ノ御子ヲ産給トナン）

一 蕨也事伊弉諾の二柱淡路の宮に住之神棻

（蕨ノ魯ニハ蘐亀ト云初テ生ル時
蘐亀脚ニ似リ故ニ名トス）

葉の弱かく初〻ニ枝葉を喰初給ひ

（蕨ノ曽ハ薇ト云初テ生ル時
薇亀脚ニ似リ故ニ名トス）

地神の時代を慶賀して大和文に見へたり
神祠に救荒あることなり

一 蕨焼事多く子あるもの家に無祝儀にも俗に
用ゆといへり
冬月喰ハ病ニ效
人肺ノ虚を補ふもの

一 田作を用ゆる事 鰯ハ下魚なりといへとも
宝来の蓋を常に故事により用之
紅魚多く春法に付物故用之

一 鏡餅の事 往古 天照皇太神御影を
鏡にうつし給ひ敬をなし玉ふ事より
鏡に向ひ拝しその神詫なり是により
世の人是を傳へ元朝に鏡餅をかざると
名付祝之是を叢国と云
一 雑煮といふ事 萬目出度物を集め煮る
唐之又首地天皇の中頭天皇と申帝有南海
娑竭羅竜王の女頗利采女を妻とし給ふ

ECOLE DES LANGUES ORIENTALES

娑竭羅竜王の女頞利宋女を妻とし給ふ
時毘門に城を構し巨旦といふ外道是を
祢みて戦ひに及ぶ牛王是をうちて其臓を黄て
薬となし鬼を除き給ふ是悪鬼をころし死
吾に帰せる謀之地皮に臓黄をも云給ふ

屠蘇ハ香草也一切ノ
除ニ病疾ナド云屠蘇ハ
山嵐ノ瘴氣ヲ除ク
一銭茶匙ニテ呑ヨシ

一 屠蘇の事何も絹袋に入柳の枝に結付
年の暮亥の時より井の水際に三尺斗上に

さけ元朝の寅の時にもあけ酒にひたし
東方に入東に向ひ飲之若菜を一人呑ば
一家に病なく一家に飲ば里に病なしと
其より呑ハ老も病もかしこしと本文あり

菓子ハ千歳ヨリ内未タ嫁セヌ女ナリ天子聞召サス
内元朝ニ三種ノ御薬ヲ
小児ヲシテ天子ニ奉ル

元朝のくハ嵯峨天皇の御宇に初る
春毎に今宵に初る菓子を
三種のさかなに代の力や

一 若水の事 暁當より井を見し至く

十二月十二日以前主水
御生家ノ方ノ井ヲ封ノ
人汲セス立春ノ早旦ニ
一返シテ大瓶ニ入テ女官ニ
告テ奉レハ朝餉ノ御座テ
御生家ノ方ヘ向給テ是ヲ
聞召ナリ

元朝に是を飲は年中の邪気を除と云
和文有春時咒を唱へ生家に向ふ大内にてハ
主水司より奉る也年中行事にみへたり私に
井花水とも云

春立てくみしるふまは君か若水ハ
千年経新や先かはらん

一 破魔弓ハ黄帝蚩尤より事起れりと称る
悪鬼の矢をもこ板ハ擶之毬打玉にて蚩尤ハ
頭なり年始に是をもて祝ひ侍へは

國中にて凶事なしとの事漢土の例也

弓矢羽子板を男女の祝ひとせる為

一　同七日七種の粥の事是も正月

七日に七種をあつめて民の菜とせし始り

この例を請来りて菜を食する人

万病なしといへり此国にては寛平の比（五十九代宇多天皇ノ年号也）

より初りし也是根元とぞいへり

唐ノ太宗ノ家訓ニ曰七日七種ヲ取テアツモノニ調ヘ入毎歳ニ後服スレハ四時ノ邪氣ヲ除ト云

鈴菜ハ小麦
鈴代ハ大麦ノ葉

望ハ對見也
說文ニ月滿日ト相望ハ
似レ朝レ君

芹薺御形はこへら佛乃座
すゝな鈴代これそ七種

一 十四日に七五三の削柳ヲ門戸へ掛る事
柳ハ鬼竜柳木と云悪鬼を拂ふ文有
又青陽を用ル故用ると云り俗ニ鬼木と云

一 十五日の夜ハ望月ニ而祝事多し十四日
十六日ニも有しと云尤中分の望ハ先十五日
満月と定候之

又今朔柳の木を削月数ヲ書キ門の左右ニ立る語意ヲ追ノ応之

薪ヲ杦形ニ積松竹ヲ
中ニ立枝ニ末廣ヲカケ
帯ヲ付廻リヲ竹簀ニテ
巻上ケミノリミ菜ニテ
包四方エ注連ヲ引張之
大内左義長十八日ト云

一 今日爆竹の事 東方朔か神異経ニ曰
西方の山中に人あり長ケ壱尺余是ヲ犯る
者寒熱の病を請得是竹の爆音を
恐る故ニ爆燒の声ある時ハ驚き去ると云是ニ依て
年始ニ竹木を燒年中の疫気を拂ふと
云り又其火ニて餅を燒食すれハ悪虫の
難を免しと云ふ西城義長之東土やと

爆竹聲中一歳除ノニ
春風ノ送ル暖ヲ入屠蘇
千門万戸曈々タル
換旧符

大内ニテハ今日モ内膳職ヨリ
七種ノ御粥奉ル米粟
天尒䆉菫子胡麻小豆

世風記ニ曰正月十五日亥時
煮テ小豆粥ヲ爲ニ天狗祭ニ庭
中ノ案上ニ則茱粥凝ル時
向テ東ニ再拜シ長跪シテ服之
終ルテ年ヲ無ニ疫氣ト云

是中穏事也有とも四季無事なるへし
用明帝の御宇に支起りて後天長の
頃より起る院にて據也大和文ニ見へたり
今日小豆の粥を食する事は邪気を防く
無之むかし新羅氏の代ゟ出来しといふ
悪人有正月十五日刑罪せられけり其魂ハ
天狗となり魄ハ地犬となり人をなやます也

三十一代

五十三代淳和帝ノ年号

玉燭宝典ニ云正月十五日
作膏粥以祠門戸
一説赤粥此時紅調
粥曰

故ニ此日夷ノ時庭中ニ机をたて小豆粥を
天狗を祭り東ニ向ひ再拝して食すれハ
次第年中の邪氣を除くと云本文有移流
の附粥を四方ニ祭て此度より此事ニしハ
寛年の頃より事絶たり

一或書曰正月朔日ハ寅ニ配當スレハ二十日ハ酉ニ當ル
酉ハ西方ノ金ノ司ル故ニ甲冑ノ
金物ノ祝ト云二十日ニ三韓
退治ノ日也

同十日諸士具足の御祝事天帝修羅
闘鐘を初給ふ日之又醍醐帝延喜の

正月元日ヨリ三日内座鋪
帰ストモ云時アリ五難旦ノ
式ニ正月九日ハ年始の初ニて文武を

正月元日ヨリ三日内座鋪
掃スト云傳アリ五雑俎ノ
天部ニ曰閩中ノ俗ハ年首
五日ノ間タ華ヲ曳テ野
抱ヒ出テ畚土ヲキラハス
石ヲ執テ力アリ居座ニ
鋪宝ヲ得ルト祝スルトナン

式而正月九日ハ年始の初而して文武共
官衙重きを勢而後て縁起を揚る也又有
諸寮の司今日を方一と成

一 同九八日を祝事天の九八宿行日して
北里を従而是より祝賀となる之

雷天大壮 ䷡

俗ニ二月八日ハ子弟ヨリ
親兄ヲ賞シ十二月八日ハ
親兄ヨリ子弟ヲ祝フ
古支アリ

一 二月八日を事初として事首雷起の（タチイカツチ）
命渡神退治而此日也陳有て十二月

八日ニ帰陣ある事を世の民祝儀ニ加也
五千矢の翁を門戸へ掛て祝へまつる
故ニ古の翁をかざり此日も常ニ飾るを
門戸ニ忽ち悪夜神を掛て元旦
軍交之卦濁世ニ只事と申也

沢天夬 ䷪

第句ハ養食性ヲ要除シ災ヲ謀計トス桃ハ五行ノ精獸ヲ伏スト邪氣ヲ云

一 三月三日上巳節供ハ気漸々濁り温氣發ル
節ニ至て必病ありといふ故ニ桃花を酒ニ入

入て服する時ハ百病を除き顔色を増すといふ

一服すれは百病を除き顔色を増すと云

飲人や千世を経ぬらん御酒樽（ミキタル）

かゝる齢のこゝろ好りせは

上巳ハ周ノ世ヨリ初リ
三月三日ハ魏ノ世ヨリ
祝初ル

一 同上巳と云事昔周の世にて官人を集め
曲水の宴にて桃花酒盃を水上より
流し詩を作て酒宴ありしも三月三日
巳の日に当る故に末代巳の日なれは禊とも
寛和の御時に遊ひ上巳を曲水の宴と云

一 周草餅ハ右丞曲水の時周幽王に献せし味美なりとて宗廟へ献し給ひしなれ

蓬草餅のはしめなり東胡にては

雛器の胡より事起れり

蓬ハ百草ノ司百病ヲ治スト云風寒ヲ去テ子ヲ生ス功能アリ

一 三日女子雛を翫ひの事其始無天

應生の時にや五百の卵を産む桃花

水の津に流し無事に川に流し捨てしに

雛遊の事女子ハいとけなき時よりかしつきの礼儀を教へて大臣家の衣服配乃

習を教へ…

長寿坊酒中に漬て是を飲又蒲延に突て
門戸に懸る是又諸虫多き毒虫を掃ふと云也

大戴禮ニ曰採テ蘭ヲ以水煮ル之為ニス沐浴ヲ令以人ヲ辟除部兵ヲ攘却ヲ悪氣ヲ謬類

一 蘭湯の事 此日蘭を葉しく沐浴せしは
刀兵の弱を除悪氣を去ると云本文有又
槱葉を庭く節ある事ハ悪を避ると云

本草ニ俗人取ヲ槱葉ヲ佩之避ル悪

大内ニテハ宮中ノ茱王糸所ヨリ奉ルト云リ糸所ハ縫殿之寮ナリ

一 長命の縷の事 天子の糸をもちゐ給ふかれハ
悪氣を掃ひ病疾をはしとらへりこれを

風土記以菰葉裹稲米為粽以象陰陽相包裹未分散也然者今ノ柏餅モ此例也飾粽ト云事又有五色ノ糸ニテ制ス

亦屈原妻夫ノ矣ヘ備ニ為ニ蛇形ニ作池ニ入シヨリノ例也

脾胃の縁ミ云

一 楚の屈原讒ニ依而流罪せられ怨を含ミ汨羅（ベキラ）の江に身を投毒竜と成て國をなやまし時ニ玉かきを割術ス彼の蛇の頭ニ為て青し菖蒲ニ似たる芑を為て蠑螈をまとひ粽を蒼根を剗（キザミ）て酒ニ入服し終ニ蛇形出て室ニ渡ル

天山遯 ䷠

毒竜を防めん為也とハ仁徳の朝ゟ事起れり 十七代

一 六月朔日氷室の事 仁徳の御宇六十二年五月に額田皇子闘鶏の山中に猟しく其の氷を得く天皇に奉る是より冬の氷をたくハへ其遊ふるの初まりに是後勅ありて所々氷室を置給ふ故に朔日氷餅を食せるハ氷室の表れ也

一 土用の初に餅小豆或は蒜を食せるも其由

濕氣穢氣の盛なる中へ害多生る疫邑を
防がん斗に服して穢を除くと云世話有

一 同十六日嘉定の事大内にてと有といへとも
極く古ことかなしもて武書宗の代の年号にて
寧宗より文郎にて元年より十六年に当る
嘉定通宝の銭を鑄る裏にも元年より十六年
迄年々の数を鑄付年号の祝方之嘉を

於大内聖武帝神亀元年ヨリ初ト云公卿ニ樗栗麿斗饅頭ヲ盛ヲ諸臣ニ給也并御領田之農民ニ給ト云

定むくといり六月十六日ハ寧宗嘉定の旧あり

定むとぞ有り六月十六日ハ寧宗降誕の日なり
家朝ゆゑハ貞和年に大樹義満公
室町の新館へ移徙有て室町殿と号之
又庭前に花を多く植して花の御所と
号す納涼の御諸士を集揚弓を射さしめ
掛ケ物ハ嘉定銭を用負の方ゟ日次に准し
て十六銭を上納せ勝の方へハ禄を賜る

麻ノ葉ニテ人形ヲ作テ
身ヲ撫テ川ニ流ス
是ヲ撫物ト云
堀川院御製

麻の葉にみな事をとゝ
のへつゝ

みなつきは
御禊とそなる

其外仕候の所ニ珠数掛を出し拝読有しと云り

一 同晦日名越祓の事 夏ハ南方の火を司り
秋ハ西方の金を司る火対金と尅する故ニ
夏の名を越と云也 則ち名越の祓と云り
麻の葉留細草なとにて輪を作り中を
くゞらせ邪神を祓といへり 天武天皇の御宇
より初るとし大和文ニ見へたり
おもふ事みな月ねとて麻の葉をき

おもふ事みな月 縁として麻の葉を
きりに切りて 祓を添へ
六月の名越 祓する人は
千年の命 延といふなり

天地否 ䷋

唐歳時記曰七夕ニ俗
以テ蠟ヲ作リ嬰児形ヲ
浮ヘ水中ニ作盤ノ中ニ入
水ヲ掛化生シテ子ト
只ヲナスナリ

一 七夕祭の事 唐より変りて我朝にては
孝謙（四十六代）の朝に初る 庭上を掃清め机を
立て香花供具を備へ 文を並竿の端に
五色の糸をかけ盤の水を入へ 牽牛織女の
二星の影を移し 事を祈るに三年の

十節記曰高辛氏少子以テ七月七日ヲ去リス其霊無一足成鬼神ト於人致ニ瘧病ヲ常ニ食ニ麦餅ヲ故ニ當ニ其死日ニ以テ索麪ヲ祭レハ之年中ノ無ニ瘧病ト云ニ索麪ハ七夕姫ノ糸ヲカクトルトナリ故ニ女ノ詞ニ索麪ヲ白糸ト云トイヘリ

肉あしくは必叶ふことなり此夜に貴賤と云なり此夜衣服借し詩歌を詠し手向事有又索麺の湯を用ゐる事民の小子七月七日に此日死し一足の悪鬼と成る瘧疾を煩ふ小子生存に麦餅湯を好む故に索麺或ハ麦餅湯を飲てこれを其事とす其年瘧病を不病又己年に至沐浴せバ諸病を除くと云

一 生身魂祝事 斉明天皇（三十八代）丁巳之年七月ゟ

盂蘭盆ハ梵ノ語也
倒懸救器ト飜譯ス
倒懸ハ逆様ニ掛ル也
餓鬼ノ苦ヲ鬼ニ逆様ニ
掛ルカコトシ救器ハ苦ヲ
救フ器モノ也日域ニハ
聖武天皇天平五年ニ
初ルト云云

一　生身魂祝事　斉明天皇（三十八代）丁巳之年七月ゟ
其例之此御宇ニ初る盂蘭盆会を祭る也
然ルによりいきたる衆生の父母何済方ニ
生身人異々悦しく祝来るよし古書ニ見へたり

一　盂蘭盆祭の事是ハ其昔の時ニ目連六道
を廻りしニ母の餓鬼道へ落る事を愁ひ
世尊へ問ひ仏の曰七月十五日僧を供養せは

今度ハ是を救ハんと誓ひ給ふより施餓鬼初り
尊者の母を初一切の餓鬼成佛せしとなり
是より修身佛法をうけて万民先達し
異を禁ず欽明天皇ハ飛鳥寺にて演説し
焼形を作り盂蘭盆會をとりけられしとや

一 月十五日蓮の食籍を食せらるゝ大隊菩薩
海道へ以て大乘經を讀誦せられハ

八歳の竜女及南無成佛せしも水中に
色鮮ハ蓮の露に宿を淳ひるかなとぞ
同蓮の飯ハ施餓鬼の大飯を写すなん

大盆淨土經曰天竺ノ瓶沙王ハ七宝ノ盆ニ千色ヲ盛祇園精舎ニ詣テ佛ヲ供養シ玉フト云
今ノ俗ニ此日ニハ蓮ノ飯白蓮花瑠璃ノ盆ニ盛タルニカタドルナリ

されハいにしへ槐歴の前に
孟蘭がんに用ゆる蓮を極らくの
仏たちにまゐらする料 難

一 八朔を祝事ハ月も秋なる中にて田面親ス
故に君臣ともに是を祝ひ又中極大皇仁年の

二十六代

神道大意ニ曰正月ヨリ七月迄天神七代ヲ象リ八月ヨリ十二月迄ヲ地神五代ニ象ル故ニ八朔ヲ地神ノ元日トナシ祭ルト云

夫天下旱魃して民苦しむ處に南渕の河上へ御幸ありて雨を祈給ふ大雨ふり降田畑雨に實のり万民苦しみをのがれ了今支部建りと日本記に見へたり又七月晦日に生氣の方の木を切炭に焼今日日出前天中節赤口白舌随節滅とかくのごとく咒を書肩に八月朔日と書押付たる災難遁疾病口舌を除といへり

遁猶病口舌を除といへり

一

角[一]亢[二]氐[三]房[四]心[五]尾[六]
箕[七]斗[八]女[九]虚[十]危[十一]
室[十二]壁[十三]奎[十四]婁[十五]

一

同十五日の月を詠人歌単字宿ニ当リ
婁ハ西方の宿秋ハ今を用ゆ今宵仲秋
の中月曇なきゆへ余月ニ異ると知へし
法古より当貌もといへり

山地剥䷖

一

九月九日重陽と云事九ハ極陽の数九ゝ
重る故之此日菊酒を飲て万病を除き

世風記ニ曰漢ノ武帝此日佩テ茱萸ヲ食シ餌ヲ飲ミ菊花ノ酒ヲ令シム人ヲ長壽ナラト云云

長壽なるしるしとなり昔魏の文帝七歳にして即位の時大文人の将士帝位の名を勤へ寶祚十五年を除て授へしと奏せ尓彭祖帝相を感し酈縣山の菊花を折て捧て曰是寶祚延長の要薬なりとて菊酒を進む文帝是を服して七十有余なりしむ又漢の武帝菊も飲て長壽

云り又羊大豆を食事し大宰府の
異人菩提相へ来りたりの例なりとぞ

一 猪子祝の事　十月ハ亥の月之亥の日亥ノ子を
生ぜしむ上摩利支天のつかはしめ也と云

坤爲地☷

延喜式ニ曰此日餅ヲ食スレハ病ナシト云
大内ニテハ今日内蔵寮ヨリ奉レ備ニ玄猪トテ
人々ニ分給也

武士此日を専ら祝ふ昔周の天子皇子をなさるゝ
しるしをかけ也猪は妻人に白り也猪延へと
猪の月猪の日時を祭りて也猪の太子誕生

十月朔日旬御衣替リ…

十月朔日旬御衣替リ有リ掃部寮婁ノ御装束ヲ撤テ而冬ニ改ル天皇南殿ニ出御有テ節會ノ時是ヲ孟冬ノ旬ト云三献ノ後群臣ニ氷魚ヲ給ヨシ孟夏ニハ扇ヲ給ルヨシ

いつしか奏をたまはり禁初冬降誕し猪子といひ今日亥の餅を食せしは年中の災を祓ひしと云猪の日にいはふ也上古天子中ハ諸侯大夫士下ハ農工商の家に祝ふ法之本朝にハ文徳の朝より事起り

地雷復☷☳

一 十一月十五日をは髪をきに用ゆる事也

冕ハ天ノ吉宿冠昏着用万吉ニ用

吉彼云の儀に依て冕宿に當る由なり

一斗　二女　三虚　四危　五室
六壁　七奎　八婁　九胃　十昴
十一畢　十二觜　十三参　十四井　十五鬼

又一陽生する月なれハ詠歌道ニ吉

用申し入り

地澤臨 ䷒

一　十二月朔日を川渡りとて禊す　昔此日

海へ行て死したる人水神となりて往来の人を

取けれハ餅を搗生る人餅を好むなれハ此ふ

な餅を作りて是を供すれハ海川の難を除くとかや

一　節分に宿大豆を家内（寺申）疫神を

訪く諌之者諂の誹道ニ行蒼人家ニ
宿をかりて淋しく情有し者也へ逗留を
天晴道さしかになりて暇を乞出るとき太
守を変して老人ニ向て悦之曰我ハ先之面
ハ手の大夜叉なりて我眷属之國ニ分散
して我惜の妻子を殺さんとニて秋
雪を降らせる友福なく節分をとゝく来年

の節分にハ實大金をしるし家内へまき
莊濟へしし吏を印としく眷属を守る
恩を報し富貴ならしめんとなり中へ并
此例を請ケ継君ハ外福ハ内へとまきて
此国にてハ宇多帝〔五十九代〕の御宇に毘沙門の
示現ありて大内にて三石三斗の實大金
をまきしむと云り

一同奥の尾を串に指門戸ぬ乗事一様の
家桃表迄之尾先左右へ開きたるハ廿之
新を編ぬしく縄りぬ奥まで青迄ニ様民
将来喰く如律令と呪迄ハ一家ぬ災支障
こえり故ぬ様民の名を称えり奥の尾
を新へ差そく悪鬼を払く事右
の風俗なり

小笠原大膳大夫　長時

同　右近大夫　貞慶

右此一冊者雖爲秘叓依御執心深懇訖進之㝵努々不可有外見者也

岩村意休 重久

小笠原河内 和成

上原八左衛門 是寅

水嶋卜也 之成

横山三郎右衛門 時連

甲川彦右衛門 為遂

原田傳内 元陳

村田小平太

ÉCOLE DES LANGUES ORIENTALES

寶暦十三癸未年二月

信令

沫村伉文發

H+K 2
GretagMacbeth™ ColorChecker Color Rendition Chart
15.01.2002